

令和3年度 奈良県立五條高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

令和3年4月10日
奈良県立五條高等学校

1 基本方針

「いじめは決して許されないことであるが、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るもの」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むとともに、いじめの事象発生時に適切に対応するため以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

2 いじめ防止のための指導体制

いじめの防止及び早期発見に関する取組を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置し、年間計画を策定するとともに、その取組について検証するなどして取組の充実を図る。

また、いじめ事案発生時には、「いじめ対策委員会」を開催し、適切な対応策を協議する。さらに、重大事案発生時には「緊急対策会議」を召集し、事案の解決に当たる。

(1) 「いじめ防止委員会」は、次により構成する。

校長、教頭、生徒指導部長、人権教育部長、各学年担任、養護教諭

(2) 「いじめ対策委員会」は、次により構成する。

校長、教頭、生徒指導部長、養護教諭、関係担任・副担任、（スクールカウンセラー）

(3) 「緊急対策会議」は、「いじめ対策委員会」に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えたメンバーで構成する。

3 未然防止及び早期発見のための指導計画

学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を定める。

※年間指導計画

月	職員対象	未然防止の取組	早期発見の取組	ケア	備考
4		生徒指導部長訓話 人権HR	中学校訪問による情報収集 担任との個別面談	教育相談	いじめ防止委員会
5	職員研修会 (カンセリングマインド [®])	家庭訪問 人権HR		教育相談	
6		育友会総会での啓発 保護者への啓発文	中高連絡会による情報収集	教育相談	いじめ防止委員会
7		アンケート調査(生徒) アンケート調査(保護者) 保護者への啓発文 生徒指導部長訓話	アンケート結果報告	教育相談	

8	職員研修会 (インターネット)			教育相談	
9			担任との個別面談	教育相談	いじめ防止委員会
10			中高連絡会による情報収集	教育相談	
11	職員研修会 (人権)	人権HR		教育相談	いじめ防止委員会
12		アンケート調査(生徒) アンケート調査(保護者) 生徒指導部長講話		教育相談	
1		人権HR	アンケート結果報告	教育相談	
2		小中高の未来を考える集会(教 員・保護者)保護者啓発活動		教育相談	いじめ防止委員会 総括
3		アンケート調査 生徒指導部長訓話 合格者説明会にて啓発	アンケート結果報告	教育相談	

※ 緊急対策会議：事案発生時には、いじめ対策委員会で対応するが、重大事案発生時には、緊急対策会議の開催で対応する。

※ 職員研修会：いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

外部講師を招いての研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。

※ いじめアンケート：いじめの実態を把握するためのもので、原則として学期に1回実施する。

※ 保護者会における保護者向け啓発活動：学校の指導方針を保護者へ周知する。

4 いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

※校内組織

- いじめ事象の認知(報告) → 担任・生徒指導部長(報告) → 管理職
- 事象内容により「いじめ対策委員会」の招集(生徒指導部を中心に状況把握・指導方針・役割分担)また、必要に応じて「緊急対策会議」を設置
- 職員会議の招集(事象内容・指導方針・役割分担を全職員で共通理解)
- ※必要に応じて警察等の関係機関へ相談
- 教育委員会へ報告

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合など。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。また、生徒や

保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップの下、緊急対策会議を設置し専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

(3) 組織的対応

① いじめ情報のキャッチ

日常の観察・アンケート・教育相談・個人面談・生徒・保護者からの訴え・情報提供等

② 正確な実態調査

ア 報告の流れ

情報を得た教職員 →当該生徒の担任 →生徒指導部長・教頭 →校長→県教育委員会
生徒指導支援室第一係 0742-27-5435

イ 保護者へは、事実確認をした後、連絡する。（その後は適宜連絡）

③ 指導体制・指導方針の決定

いじめ対策委員会で緊急対策会議の招集・開催・指揮（校長）《即日対応》

ア 情報を得た教職員から報告を受け、委員会で共通理解。

イ 調査方針及び分担を決定。

ウ 事案の状況から、事情を調査するメンバーを決定。

エ 2名以上の教員で当該生徒について事情を確認し、事実関係を把握、いじめ対策委員会へ報告。

オ 報告を受けた後、いじめ対策委員会は、会議で指導方針を決定し、指導体制を編成。
（当該生徒の担任・養護教諭・生徒指導係等）

カ 職員会議で報告、職員全体で共通理解。

キ いじめ解消に向けた支援・指導

(ア) いじめられた生徒への支援、どんなことがあろうと守り抜くことを約束する。

(イ) いじめた生徒への指導、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。

※カウンセリングの必要性の確認

ク 暴力・恐喝等の犯罪行為等、学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。⇒ 五條警察署生活安全課 0747-23-0110

(4) 今後の対応

① いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。

② カウンセラー等の活用も含め、心のケアをする。

③ 再発防止・未然防止活動は継続していく。

(5) その他の事象対応について

① 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大事象が発生した場合の対応について

ア 速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。

イ 県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に

事案解決にあたる。

ウ 事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
エ マスコミ対応は情報の窓口を一本化し、約束事項を決め、定期会見を実施する。事前に質疑応答文を作成し、それに基づいて応答する。

② ネット上でのいじめへの対応について

ア 生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。

イ 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。

6 その他

「奈良県南部地域の拠点校」として信頼される学校づくりを推進している五條高校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。定時制課程においても、奈良県南部地域唯一の夜間定時制課程高校として、ひろく地域の総合的な教育活動に貢献すべく、その責務を果たしてきたところである。いじめ防止等については、策定した本方針について、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を通して地域へ情報発信していく。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ防止委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。